

外貨普通預金規定 (新旧対照表)

現行	改定案
<p>3. (預金口座への受入れ)</p> <p>(1)この預金口座に入金できるのは、次のとおりです。なお、通貨または店舗によっては受入れられないものもあります。</p> <p>①現金のほか、当店を支払場所とする円貨建手形、小切手、配当金領収書等(以下「証券類」といいます。)を対価として当社所定の為替相場により換算して売渡した外貨</p> <p>②外国通貨のほか、当店を支払場所とする外貨建の証券類。ただし当店以外を支払場所とする外貨建の証券類については、決済が確認されたもの</p> <p>③為替による振込金(外国からの振込も含みます。)</p> <p>④他の自己名義の外貨預金勘定からの振替</p> <p>(2)手形要件(特に振出日、受取人)、小切手要件(特に振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当社は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>(3)証券類のうち裏書受入文言等の必要があるものは、その手続きをすませてください。</p> <p>(4)手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。</p> <p>(5)証券類の取立を要する場合は、当社所定の手数料をいただきます。</p>	<p>3. (預金口座への受入れ)</p> <p>(1)この預金口座に入金できるのは、次のとおりです。なお、通貨または店舗によっては受入れられないものもあります。</p> <p>①現金のほか、当店を支払場所とする円貨建手形、小切手、配当金領収書等(以下「証券類」といいます。)を対価として当社所定の為替相場により換算して売渡した外貨。ただし、他社(りそな銀行・関西みらい銀行・みなど銀行を除きます。以下同じ。)を支払人とする小切手および他社を支払場所とする手形は、受け入れません。</p> <p>②外国通貨のほか、当店を支払場所とする外貨建の証券類。ただし当店以外を支払場所とする外貨建の証券類については、決済が確認されたもの</p> <p>③為替による振込金(外国からの振込も含みます。)</p> <p>④他の自己名義の外貨預金勘定からの振替</p> <p>(2)手形要件(特に振出日、受取人)、小切手要件(特に振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当社は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>(3)証券類のうち裏書受入文言等の必要があるものは、その手続きをすませてください。</p> <p>(4)手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。</p> <p>(5)証券類の取立を要する場合は、当社所定の手数料をいただきます。</p>

(2022年8月1日現在)

(2026年4月1日現在)